

## 花巻市まちづくり基本条例検討市民会議（第17回）

日時 平成19年9月21日（金）午後2時

場所 大迫総合支所 2階 大会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 あいさつ

#### 3 報 告

（1）P I 検討チームによる検討結果について

（2）条例素案起草委員会による検討結果について

#### 4 協 議

（1）条例素案骨子について

（2）前文について

（3）条項について

#### 5 次回市民会議の開催について

9月25日（火）午後2時 生涯学園都市会館3階 第2中ホール

#### 6 閉 会

起草委員会骨子案	市民会議中間報告
前文	前文
<b>第1章 総則</b> 第1条 目的 第2条 言葉の定義(意味) 第3条 条例の位置づけ	1-1 目的 1-3 定義 1-2 位置づけ
<b>第2章(花巻市の基本理念、進む方向、あるべき姿)</b> 第4条 子ども 第5条 生存  第6条 文化	4-17 子ども 3-11 自然 3-12 定住人口 3-13 安らぎ 3-14 保健・医療・福祉 3-15 産業 3-16 住環境 5-18 教育 5-19 文化
<b>第3章 まちづくりの基本原則</b> 第7条 まちづくりの基本原則	2-4 まちづくりの原則
<b>第4章 市民の権利及び責務</b> 第8条 市民の権利 第9条 市民の責務	2-7 市民の権利と責務
<b>第5章 市議会等の役割と責務</b> 第10条 市議会等の役割と責務	2-8 市議会及び市議会議員の役割と責務
<b>第6章 市長等の役割と責務</b> 第11条 市長の役割と責務 第12条 市職員の役割と責務	2-9 市長の役割と責務 2-10 市職員の役割と責務
<b>第7章 参画と協働</b> 第13条 参画及び協働の原則 第14条 参画・協働機会の保障	2-6 市民自治の原則
<b>第8章 コミュニティ</b> 第15条 コミュニティ	
<b>第9章 市政運営の原則</b> 第16条 総合計画 第17条 健全な財政運営 第18条 情報の公開 第19条 個人情報の保護 第20条 公平な行政サービス 第21条 説明責任・応答責任 第22条 行政評価	2-5 行財政運営の原則
<b>第10章 住民投票</b> 第23条 住民投票 第24条 請求等	6-20 住民投票条例 21 投票権 22 投票結果
<b>第11章 その他</b> 第25条 他の自治体との連携 第26条 検証・見直し	7-23 評価 7-24 見直し